

冬季における労働災害防止について

冬季特有の災害を防止するために…

長野労働基準監督署

積雪寒冷地である長野県は、これからの季節、厳しい寒さと激しい降雪により、労働の現場が大きな影響を受けることとなります。

これらの地域の事業場では、

- ✓ 積雪や凍結による「転倒」、「墜落・転落」などの災害
- ✓ 路面の凍結によるスリップ事故（交通労働災害）
- ✓ 暖房器具等による一酸化炭素中毒

といった、いわゆる『冬季特有』の災害が発生しています。

これらの冬季労働災害を防止するためには、職場における安全に対する意識や取組について再度確認し、また、冬季に発生する労働災害の特徴を熟知して、あらかじめ適切な対策を講ずることが必要です。

各事業場におかれましては、以下に示した実施事項に基づき冬季労働災害の防止に取り組まれますようお願いいたします。

➤ 冬季労働災害防止取組期間

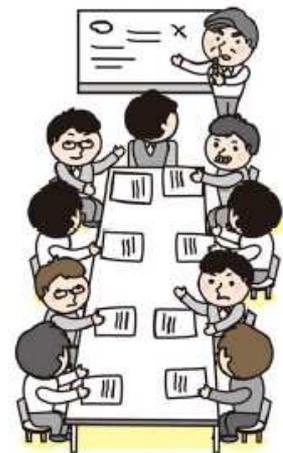
平成29年11月1日（水）～ 平成30年3月31日（土）

➤ 重点取組期間

平成30年1月1日（月）～ 平成30年2月28日（水）

1 安全衛生管理活動の活性化

- (1) 本格的な寒波が来る前に、安全衛生委員会等を活用して、冬季特有の災害防止対策を樹立すること、また、必要な用具等の確保、設備の点検等を早期に実施する。
- (2) 安全衛生委員会等では、作業環境に影響を及ぼす低温、異常気象等の有害性並びに作業行動・作業動作から生じる危険性について調査・審議し、効果的な災害防止対策に取り組む。
- (3) 「転倒災害」については、個人の行動や注意力によることがあり防止対策が難しい面もあるが、対策が不可能なものではなく、過去の災害に関しても事業場で対策を講じていれば防げたものが多数あることから、事業場が一体となって取り組む。
- (4) 労働者に対して冬季労働災害防止対策に関する安全衛生教育を実施し、就業に当たって必要な知識を付与する。



2 通路・作業床等の積雪・凍結による転倒災害の防止

➤ 事業場の取組事項

- (1) 通路及び作業床等は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とする。また、除排雪・融雪設備の設置等により、積雪・凍結を防止する。
- (2) 屋外の階段及び傾斜した通路には、滑り止めを設ける。
- (3) 滑りやすい場所、転倒しそうな場所を労働者から聴き取り、その場所の周知及び重点的に除雪するなどの対策を講ずる（ヒヤリ・ハット事例や構内安全マップ等の作成）
- (4) 通路や作業床の水溜りや冰雪等を放置せず、その都度除去するよう労働者に教育する。
- (5) 労働者に滑りにくく安定した履物を着用させる。
- (6) 転倒しにくい歩き方について教育する。

➤ 労働者の取組事項

- (1) 小さな歩幅で、足裏全体で着地しゆっくりと歩く。
- (2) 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しない。また、両手に物を持って歩行しない。
- (3) 日頃から運動に心がけて、健康の保持増進に努める。



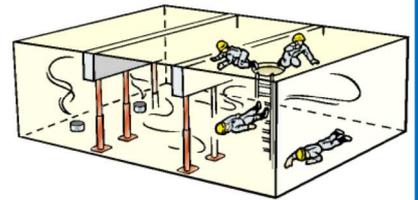
3 雪下ろし、除排雪における「墜落・転落」、「転倒」災害等の防止

- (1) 滑りにくい履物、ヘルメットを着用させる。
- (2) 屋根等の高所での作業に当たっては、次の事項を行う。
 - 開口部等がないか、あらかじめ作業場所の確認を行う。
 - 親綱を設け、安全帯を確実に使用させる。
 - ヘルメットを着用させる。
- (3) 除雪機械を使用する場合は、次の事項を行う。
 - 障害物及び転落の危険はないか等、あらかじめ作業場所の確認を行う。
 - 除雪機械に冰雪が詰まった時は、エンジンを停止させてから対処する。



4 一酸化炭素中毒の防止

- (1) 自然換気が不十分な場所では、発電機・エンジンポンプ等の内燃機関や練炭コンロ等は使用しない。
- (2) コンクリートの保温養生等で、やむを得ず内燃機関・練炭コンロ等を使用する場合は、関係者への周知・教育、使用場所への危険表示・立入禁止表示を行う（主に建設業関連）。
- (3) 内燃機関・練炭コンロ等を使用した場所に立ち入る場合には、換気を十分に行うとともに、測定機器を準備し、一酸化炭素濃度・酸素濃度を測定し、安全を確認する。
- (4) 屋内で燃烧式暖房器具を使用する場合は、適切な換気措置を行う。
- (5) 災害発生時等における二次災害防止のために、教育・訓練を行い、また、空気呼吸器、送気マスクを備えておく。



5 交通労働災害の防止

- (1) 冬用タイヤは磨耗状態を確認し、降雪前に交換する。
- (2) 速度は控えめにし、車間距離を長めにとる。
- (3) 急ハンドル、急ブレーキ操作はしない。
- (4) トンネルの出口、橋の上及び日陰箇所は速度を落とす。
- (5) 安全な経路への変更等を含め、送迎バス等の運行に関し適正化を図るとともに「交通労働災害防止のためのガイドライン」に掲げる事項を実施する。
- (6) 天候及び路面状況を考慮し、時間的余裕のある運行計画を立てる。



6 作業前の体操の実施と作業時の保温

- (1) 作業開始前に職場運動を行い、筋肉硬化による動作の鈍化・腰痛等の予防を行う。
- (2) 作業場内の室温の適正化に努める。
- (3) 防寒衣等の着用により保温する。

あなたの職場は大丈夫？

冬季労働災害防止のためのチェックシート

冬季労働災害防止の取組状況をチェックしてみましょう



チェック項目		
1	冬季労働災害防止取組期間を定めていますか	
2	安全衛生委員会等で冬季労働災害防止について審議していますか	
3	「STOP！ 転倒災害プロジェクト」に取り組んでいますか	
4	雪下ろし・除排雪作業中の災害防止に取り組んでいますか（作業計画（注意事項）を策定し、関係労働者に周知していますか）	
5	一酸化炭素中毒を防止するための作業計画（注意事項）を策定し、関係労働者に周知していますか	
6	冬季の交通労働災害防止のため、関係労働者に教育指導を行っていますか	
7	腰痛等防止のため、作業前の体操の実施と作業時の保温に努めていますか	

チェックの結果は、いかがでしたか？

取組が不足している事項については、改善をお願いします。

ご不明な点がございましたら、長野労働基準監督署 安全衛生課へお問い合わせください。

026 - 223 - 6310